

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）について

「21世紀のリーダーシップ開発」は、厚生労働省の「教育訓練給付制度」（専門実践教育訓練）の指定講座です。教育訓練給付金の支給を希望される方は、**受講開始日の1カ月前まで**に、必要書類をハローワークに提出し、受給資格確認の手続きを行う必要があります。

<教育訓練給付制度とは>

教育訓練給付とは、労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する「教育訓練講座」を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を受給する雇用保険の給付制度です。

「21世紀のリーダーシップ開発」は、2019年4月より、教育訓練給付金制度（専門実践教育訓練）の指定講座となりました。当講座を修了された方のうち、一定の条件を満たす方は、受講料の一定の割合額が「専門実践教育訓練給付金」としてハローワークより支給されます。

<対象者>

1：雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

2：雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以上（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※上記1、2とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。

<給付額>

最大 385,000円

1：講座を期限内に修了した場合 = 275,000円(受講料の50%)

2：1に加え、修了時に雇用保険の被保険者である場合及び修了後1年以内に雇用保険に加入した場合 = 追加で110,000円(合計して受講料の70%)

※専門実践教育訓練のご質問については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

また、詳細な制度説明とパンフレットについては、厚生労働省のウェブページに掲載されています。以下をご確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

<手続方法概要>

【受講前】

専門実践教育訓練給付金の手続は、受講者が訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、**受講開始日の1ヶ月前まで**に必要書類をハローワークへ提出し、受給資格確認手続きを行う必要があります。本プログラムの受講開始日は、「**2020年5月9日2020年10月24日（新型コロナウイルス感染拡大による延期）**」です。

受給資格について決定された場合、ハローワークから専門実践教育訓練受講予定者に対して、教育訓練給付金及び「教育訓練支援給付金受給資格者証」が交付されます。受給資格者証は受講修了後の実際の支給申請時にも必要になりますので、大切に保管されてください。プログラム開始後に「教育訓練支援給付金受給資格者証」のコピーをWASEDA NEO事務局までご提出いただきます。

【受講中】

受講開始日から6 か月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算し、1ヶ月以内に受講者がハローワークへ支給申請を行う必要があります。詳細は教育訓練給付金のパンフレットよりご確認ください。

主な必要書類：

- (1) 教育訓練給付金受給資格者証
- (2) 教育訓練給付金支給申請書
- (3) 受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書
- (4) 返還金明細書領収書 など

【受講後】

専門実践教育訓練を受講修了した時は、**受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内**が支給申請期間になります。受講者が必要書類を持参しハローワークへ申請することが必要です。

なお、本プログラムの受講終了日は、「**2020年9月30日2021年3月15日**」です。

上記に係る詳細やその他詳細のご質問は、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

以 上